

# 景観形成基本計画について

平成20年9月2日  
都市整備局 景観政策課

報告案件

## 1. 概要

平成4年に策定した都市景観形成基本計画に盛り込まれた内容が概ね達成されてきたことから、今後の景観形成のための長期的な行動指針計画となる「景観形成基本計画」と、新たに景観法を活用し地域レベルの規制・誘導を実施していくための景観形成基準を示す短・中期的運用実施計画となる「景観計画」を策定するものです。

平成18～19年度までに都市景観審議会を4回、計画部会を7回開催し、都市景観形成基本計画の見直し方針などについて審議してきました。

今後は昨年度までの審議結果を踏まえ、パブリックコメントによる市民の意見聴取に加え、具体的な景観形成基準（素案）について地域の声を反映していくため、全市内で地区ごとに説明会の開催を予定しております。

なお、「景観計画」については、景観法で都市計画審議会に附議することが定められていますので、明年2月の都市計画審議会に附議したいと考えています。

## 2. 景観形成基本計画の見直し方針

- 市全域を視野に入れたまちづくり
- 「時間・暮らし軸」の視点を追加
- 市民等との協働体制づくり
  - 市民、事業者、設計者・施工者、行政がそれぞれの役割踏まえながら景観まちづくりを展開
  - <平成20年度実施予定>
    - ・(仮称) 景観サポーター制度を創設
    - ・(仮称) 金沢の景観を考える市民会議を開催

## 3. 景観計画の策定方針

- 【景観誘導のための新たな区域指定・基準設定について】
- 対象とする区域の拡大  
(伝統環境保存区域・近代的都市景観創出区域等)
  - 対象となる行為の追加
    - 大規模な開発行為(市全域)
    - 景観上重要な区域(北陸自動車道・環状道路沿道)
  - 景観形成基準の充実・強化
    - 地域の景観特性をより反映したものとする。
    - 建築物の種類・規模に応じた基準
    - 屋外広告物の規制強化

## 4. 策定スケジュール

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
景観形成基本計画の策定		←	→	
景観計画の策定			←	→
景観地区候補地区の検討				→

※景観法に基づき、より積極的な景観形成を目指す「景観地区」については、地元合意を踏まえて都市計画決定する・・・景観法により実効性が担保される

## 5. 今後の予定(金沢市景観計画)

- ①地元説明会の開催  
(時期) 平成20年10月後半～  
(開催頻度) まちなか区域：小中学校区単位  
郊外部：地域毎
- ②パブリックコメントの実施  
(時期) 平成20年10月後半～  
(実施箇所) 市ホームページ上、景観政策課・広報広聴課窓口

<補足> 景観形成基本計画(素案)の概要については、平成20年7月29日～8月27日までのパブリックコメント実施済。

# 景観誘導のための新たな区域指定（案）

